

原子力関連プロジェクトにかかる情報公開指針(仮称)の作成について
第1回コンサルテーション会合

2015年12月25日

株式会社国際協力銀行(JBIC)

独立行政法人日本貿易保険(NEXI)

目次

1. 経緯
2. 指針作成の基本的な考え方
3. コンサルテーション会合の進め方

1. 経緯

■ 質問主意書

(近藤正道参議院議員(当時)平成20年10月29日(抜粋))

- 『プロジェクトの安全性確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等については、現地の市民の立場からすれば非常に重大な事項である。しかしながら、現在、JBIC／NEXIは、プロジェクト実施主体に対して公開を要求または義務付けていない。これらの情報について、日本が支援する原子力関連プロジェクトの場合には、実施国における公開が非常に重要であるため、これらの情報公開を義務付けるべきであると考えがいかがか。これが困難な場合は、その理由も示されたい。』

1. 経緯

■ 政府答弁書(平成20年11月11日(抜粋))

- 『JBICにおいては、プロジェクト実施主体により、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対して公開されていない場合には、貸付等を行うことのないよう、今後指針を作成することとしている。また、NEXIにおいては、保険種ごとの制約を踏まえつつ、輸出者等を通じてプロジェクト実施主体に対して情報公開を促すなど、可能な範囲で対応することとしている。なお、JBIC及びNEXIは、原子力発電に関する公的信用の付与に際しては、短期貿易保険における小額案件を除き、経済産業省において安全確認が行われることをその条件の一つとしている。』

1. 経緯

■ 第180回国会 参議院政府開発援助等に関する特別委員会質疑(平成24年3月27日抜粋)

- 吉田忠智参議院議員(社民党)『政府は、08年11月、JBICによる原子力関連プロジェクトの支援に関して新しい指針を作成することを明らかにしましたが、現在まだ作成されておられません。作成に当たっては、当然のこととして福島事故の知見を踏まえたものにする必要がありますし、作成プロセスについても国民の理解と納得が得られるような透明性を確保すべきだと、そのように思います。また、少なくとも適切な指針が作成されるまでは公的支援を行うことはできないと考えますが、財務省の見解を求めます。』
- 山崎達雄財務省国際局次長(当時)『JBICにおきましては、原子力プロジェクトの実施主体により安全の確保等に係る情報が適切に現地住民に対して公開されていない場合には貸付け等を行うことのないよう、今後指針を作成することとしております。指針の作成に当たりましては、現在政府において行われている原発輸出に係る安全確認の取組を踏まえまして、JBICにおいて透明性にも配慮した形でこれが形成されることが重要であると思っております。』

1. 経緯

■ 日本政府による安全配慮等確認体制の再構築

- 平成27年10月6日、原子力関係閣僚会議にて日本政府の安全配慮等確認体制の再構築を決定。

■ JBIC及びNEXIの原子力関連プロジェクトにかかる情報公開指針(仮称)

- 日本政府の安全配慮等確認体制の再構築を踏まえ、JBIC及びNEXIの原子力関連プロジェクトにかかる情報公開指針(仮称)の作成に向けてコンサルテーション会合を開始。

2. 指針作成の基本的な考え方

- 原子力セクターは、住民への情報公開や住民参加プロセスが適切に確保されていることが重要であると国際的に認知されている。
- OECDコモンアプローチにおいては、世銀、IFCのガイドラインには原子力に関わる特定の基準がないため、適切と認められる場合には、原子力安全条約及びIAEA安全基準をベンチマークとして参照することとされている。
- 上記の点等を踏まえ、原子力関連プロジェクトについては、情報公開に係る指針を作成するもの。

3. コンサルテーション会合の進め方

1. 本コンサルテーション会合は環境ガイドライン改訂時同様のオープン形式を採用
2. 本コンサルテーション会合の議事録は、JBICおよびNEXIのHPにて公開（プライバシー保護の観点から、発言者の所属・氏名等についてはご要望に応じ匿名での対応）
3. 本コンサルテーション会合の撮影は禁止。また同会合の録音の公開は禁止
4. 本コンサルテーション会合の司会者は、JBIC経営企画部長

3. コンサルテーション会合の進め方

- 第1回会合(本日(12月25日))
- JBICおよびNEXIによる指針(案)の提示・説明
- 書面でのコメント募集(1～1.5ヶ月程度を想定)
- 頂いたコメントを踏まえ、コンサルテーション会合で議論
- パブリックコメントの実施